○吉川市三世代同居等支援補助金交付要綱

令和６年６月27日告示第156号

改正

令和８年３月６日告示第60号

吉川市三世代同居等支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、人口の維持及び地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持等が困難な地区に一定の要件を満たす者の居住に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　住居の用に供する建築物又は住居及び事務所、店舗その他これらに類する用途のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の３各号に掲げる用途を兼ねる建築物で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するもの（門、塀、カーポート、倉庫、庭、物品及び事務所､店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物にあっては当該用途に係る部分を除く。）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合しているもの（昭和56年５月31日以前の建築確認に基づき建築された建築物である場合は､同法第20条第１項に定める基準（以下「耐震基準」という。）に適合するものに限る。）をいう。

（２）　対象地区　次のいずれかに該当する区域をいう。

ア　吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成19年吉川市教育委員会規則第２号）別表第１号（１）の表（イにおいて「小学校通学区域表」という。）旭小学校の項通学区域の欄に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項本文の規定により市街化調整区域と定められた区域（イにおいて「市街化調整区域」という。）

イ　小学校通学区域表三輪野江小学校の項通学区域の欄に掲げる区域のうち、市街化調整区域

ウ　中川の西側の区域

（３）　親族　民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。

（４）　空き家　１年以上居住及び利用がないと市が認める住宅（販売の目的で新築され、未だ販売されていない住宅を除く。）をいう。

（５） 配偶者　配偶者（戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は地方公共団体の制度により登録されている同性結婚の相手をいう。

（６） 同居　同居又は次のいずれかに該当することによる生計を同じくする別居をいう。

ア　勤務先を異にする異動、勤務先の建築物の移転又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校その他の教育施設への在学により対象地区内の住宅からの通勤又は通学より別居先で居住する建築物からの通勤又は通学が容易であると認められること。

イ　疾病等により同じ住宅に居住していない親族を介護すること。

ウ　同じ住宅に居住しないことについて相当と認められるア又はイと同等の事情があること。

（７） 自治会　一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体でその区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められるものという。

（補助事業及び補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる事業は次の各号に掲げる事業とし、補助の対象となる経費はそれぞれ当該各号に定める経費とする。

（１） 直系尊属、直系卑属又は直系姻族（同性結婚の場合にあっては、その相手の直系尊属又は直系卑属）と同居するために必要な対象地区内の住宅に係る2,000,000円以上の増築、減築、改築若しくは解体及び造り替え（以下「増改築」という。）又は修理若しくは修復（以下「修繕」という。）　当該増改築又は修繕（これらに付帯して行う工事を除く。次号において同じ。）の経費

（２） 次のいずれかに該当する住宅に係る1,000,000円以上の居住するために必要な増改築又は修繕　当該増改築又は修繕の経費

ア　対象地区内に建築され、親族から所有権の全部又は一部を譲渡され、又は贈与された空き家であった住宅

イ　親族から相続した対象地区内の居住する者のない住宅

ウ　直系尊属又は直系姻族で前の世代のもの（同性結婚の場合にあっては、その相手の直系尊属。以下同じ。）が所有する対象地区内の居住する者のない住宅

（３） 対象地区内で居住するために行う5,000,000円以上の住宅の新築又は購入（親族が売主である場合を除く。）　当該新築又は購入の経費

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）　補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において前条第１号、第２号又は第３号の住宅に居住していること。

（２）　申請日において12歳以上の同居する全ての者に、申請日から５年以上前条第１号、第２号又は第３号の住宅で同居する意思があること。

（３）　同居する全ての者に吉川市に係る個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

（４）　申請者又は申請者と同居する者のいずれかが自治会に加入していること（前条第１号、第２号又は第３号の住宅が建築された地区を区域とする自治会がない場合を除く。）。

（５）　同居する全ての者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

２　前条第１号の事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、前項に定める要件のほか次の要件に該当する者とする。

（１）　令和６年４月１日以後に前条第１号の住宅の増改築又は修繕の契約を締結したこと。

（２）　前条第１号の住宅の増改築又は修繕の契約の日（以下この項において「契約日」という。）において同居する者のいずれもが当該住宅以外の住宅の所有権（共有に係る所有権及び区分所有権を含む。以下同じ。）を有していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（３）　次のいずれかに該当すること。

ア　次のいずれにも該当すること。

（ア）　契約日において申請に係る直系尊属又は直系姻族で前の世代のもの及びその同居する配偶者のいずれかに当該住宅の所有権の登記があること。

（イ）　契約日において申請に係る直系尊属又は直系姻族で前の世代のものが１年以上引き続き対象地区内に居住していること（身体上又は精神上の障害により入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について継続して介護を要する状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を受けるため対象地区内の施設に居住している場合を除く。第４項第３号ア(ア)において同じ。）。

（ウ）　契約日において申請に係る直系尊属又は直系姻族で前の世代のものと同居していないこと。

（エ）　申請日において申請に係る直系尊属又は直系姻族で前の世代のものと同居していること。

イ　次のいずれにも該当すること。

（ア）　契約日において補助金の交付を申請する者又はその同居する配偶者に前条第１号の住宅の所有権の登記があること。

（イ）　契約日において前条第１号の住宅に１年以上引き続き居住していること。

（ウ）　契約日において申請に係る直系卑属又は直系姻族で後の世代のもの（同性結婚の場合にあっては、その相手の直系卑属。以下同じ。）と同居していないこと。

（エ）　申請日において申請に係る直系卑属又は直系姻族で後の世代のものと同居していること。

３　前条第２号の事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、第１項に定める要件のほか次の要件に該当する者とする。

（１）　令和６年４月１日以後に前条第２号の住宅の増改築又は修繕の契約を締結したこと。

（２）　申請日において前条第２号の住宅以外の住宅の所有権を有していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（３）　前条第２号の住宅の所有権（同号ウの住宅にあっては、直系尊属又は直系姻族で前の世代のものの所有権）の登記があること。

（４）　複数の構成員からなる世帯に所属していること。

４　前条第３号の事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、第１項に定める要件のほか次の要件に該当する者とする。

（１）　令和６年４月１日以後に前条第３号の住宅の新築又は購入の契約を締結したこと。

（２）　前条第３号の住宅の所有権の登記があること。

（３）　次のいずれかに該当すること。

ア　次のいずれにも該当すること。

（ア）　前条第３号の住宅の新築又は購入の契約の日（以下この号において「契約日」という。）において直系尊属又は直系姻族のうち前の世代の者が１年以上引き続き対象地区内に居住していること。

（イ）　複数の構成員からなる世帯に所属していること。

（ウ）　契約日において同居する者のいずれもが前条第３号の住宅以外の住宅の所有権を有していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

イ　次のいずれにも該当すること。

（ア）　契約日において対象地区内に１年以上引き続き居住していること。

（イ）　申請日において前条第３号の住宅に申請に係る直系卑属又は直系姻族で後の世代のものと同居していること。

（ウ）　申請日において同居する者のいずれもが前条第３号の住宅以外の住宅の所有権を有していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

ウ　次のいずれにも該当すること。

（ア）　39歳以下であること。

（イ）　39歳以下の配偶者と同居していること又は吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成４年吉川町条例第17号）第２条第２項に規定するひとり親家庭の父若しくは母若しくは同条第３項に規定する養育者に該当すること。

（ウ）　申請日において同居する者のいずれもが前条第３号の住宅以外の住宅の所有権を有していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　前条第２項に係る申請の場合　300,000円

（２）　前条第３項に係る申請の場合　100,000円

（３）　前条第４項第３号ア又はイに係る申請の場合　300,000円

（４）　前条第４項第３号ウに係る申請の場合　200,000円

２　前条第３項に係る申請により補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合の補助金の額は、前項第２号に定める額にそれぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。

（１）　前条第２項第３号ア若しくはイ又は同条第４項第３号ア若しくはイに掲げる条件に該当する場合　300,000円

（２）　前条第４項第３号ウに掲げる条件に該当する場合　200,000円

３　前条第４項に係る申請により補助金の交付を受ける者で当該申請が空き家の購入に該当する場合の補助金の額は、第１項第３号又は第４号に定める額に100,000円を加えた額とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉川市三世代同居等支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を申請に係る住宅の新築、増改築、修繕又は購入後の引渡しの日（工事引渡書又は建物引渡書がない場合にあっては、代金の支払日）

から１年（申請に係る住宅が昭和56年５月31日以前の建築確認に基づき建築された建築物である場合において建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第２条第２項に規定する耐震改修が必要なときにあっては、１年に、１年及び同条第１項に規定する耐震診断（吉川市木造住宅耐震診断補助金交付規則（平成25年吉川市規則第25号）第２条第２号ウの簡易耐震診断を受けた場合にあっては、当該簡易診断）の日から当該耐震改修の完了の日までの期間を比較していずれか短い期間を加えた期間）以内に市長に提出しなければならない。

２　申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　同意兼宣誓書（様式第２号）

（２）　申請に係る住宅の縮尺25,000分の１以上の位置図

（３）　申請に係る住宅の登記に係る全部事項証明書（申請日前６月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）の写し

（４）　次に掲げる申請の区分に応じそれぞれに定める書類の写し

ア　新築、増改築又は修繕に係る補助金の申請の場合　工事引渡書（工事引渡書がない場合にあっては、工事代金の領収書）

イ　購入に係る補助金の申請の場合　建物引渡書（建物引渡書がない場合にあっては、購入代金の領収書）

（５）　申請に係る住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途のうち建築基準法施行令第130条の３各号に掲げる用途を兼ねる建築物で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものである場合にあっては、当該住宅の各階平面図の写し

（６）　申請に係る住宅が昭和56年５月31日以前の建築確認に基づき建築された建築物である場合にあっては、耐震基準に適合することを証する書類の写し

（７）　申請日前１年以内のいずれかの時点で申請者又は申請者と同居する者のいずれかが自治会の構成員であることを証する書類

（８）　同居する者のいずれかが第２条第６号ア、イ又はウに該当するものとして申請する場合にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める書類

ア　第２条第６号アに該当するものとして申請する場合　次に掲げる書類

（ア）　勤務先又は在学先の所在地が記載された在勤証明書又は在学証明書の写し

（イ）　勤務先に通勤し、又は在学先に通学する住宅に係る賃貸借契約書の写し又は当該住宅がある市町村の住民票の写し

イ　第２条第６号イに該当するものとして申請する場合　介護する親族の住民票の写し及び心身の状態を記載した医師の診断書の写し

ウ　第２条第６号ウに該当するものとして申請する場合　市長が指定する書類

（9）　第４条第２項に係る申請である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　申請に係る住宅の増改築又は修繕に係る契約書の当該契約の表題、当事者、金額及び日付（申請に係る住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途のうち建築基準法施行令第130条の３各号に掲げる用途を兼ねる建築物で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものである場合にあっては、工事請負代金の内訳を含む。）が判別できる部分の写し

イ　増改築又は修繕の内容が確認できる書類の写し及び写真

ウ　申請に係る住宅に居住する者が所属する全ての世帯に係る戸籍の全部事項証明書（申請日前６月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）の写し

エ　配偶者との婚姻又は直系姻族の婚姻が戸籍法第74条の規定による届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者でその旨が住民基本台帳で確認できないときにあっては、次のいずれかの書類

（ア）　婚姻関係にある２人の一方が他方の健康保険の被扶養者となっていることを証する書類の写し

（イ）　婚姻関係にある２人の一方が他方の給与の扶養手当の対象となっていることを証する書類の写し

（ウ）　民生委員が交付する事実婚証明書又は内縁関係証明書の写し

（エ）　結婚式場等が結婚式又は披露宴を挙行したことを証する書類の写し

オ　配偶者との婚姻又は直系姻族の婚姻が同性結婚であり、当該同性結婚を吉川市以外の地方公共団体で登録したときにあっては、当該地方公共団体が交付する同性結婚の登録証明書の写し

(10)　第４条第３項に係る申請である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　申請に係る住宅の増改築又は修繕に係る契約書の当該契約の表題、当事者、金額及び日付（申請に係る住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途のうち建築基準法施行令第130条の３各号に掲げる用途を兼ねる建築物で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものである場合にあっては、工事請負代金の内訳を含む。）が判別できる部分の写し

イ　増改築又は修繕の内容が確認できる書類の写し及び写真

ウ　申請に係る住宅を第３条第２号ア又はイに該当するものとして申請する場合にあっては、当該住宅を譲渡し、若しくは贈与した者又は当該住宅の被相続人と申請者の関係が分かる戸籍（除籍を含む。）の全部事項証明書の写し

エ　申請に係る住宅を第３条第２号ウに該当するものとして申請する場合にあっては、申請に係る住宅に居住する者が所属する全ての世帯に係る戸籍の全部事項証明書の写し

(11)　第４条第４項に係る申請である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　申請に係る住宅の新築又は購入に係る契約書の当該契約の表題、当事者、金額及び日付（申請に係る住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途のうち建築基準法施行令第130条の３各号に掲げる用途を兼ねる建築物で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものである場合において、建築されたものであるときにあっては、工事請負代金の内訳を含む。）が判別できる部分の写し

イ　申請に係る住宅に居住する者が所属する全ての世帯に係る戸籍の全部事項証明書の写し

ウ　第４条第４項第３号イに係る申請である場合にあっては、申請に係る住宅の前に居住していた住宅の登記に係る全部事項証明書の写し又は売買契約書の写し

エ　第４条第４項第３号ウ(イ)の吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第２条第２項に規定するひとり親家庭の父若しくは母若しくは同条第３項に規定する養育者に係る申請である場合にあっては、同条例第５条第１項に規定する受給者証の写し又は吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成４年吉川町規則第17号）第13条第１項第１号、第２号及び第４号に掲げる書類

オ　配偶者との婚姻又は直系姻族の婚姻が戸籍法第74条の規定による届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものでその旨が住民基本台帳で確認できないときにあっては、第９号エに掲げる書類

カ　配偶者との婚姻又は直系姻族の婚姻が同性結婚であり、当該同性結婚を吉川市以外の地方公共団体で登録したときにあっては、第９号オに掲げる書類

(12)　前条第２項に該当するものとして申請する場合にあっては、第10号に掲げる書類及び次に掲げる区分に応じそれぞれに定める書類

ア　第４条第２項に掲げる条件に該当するものとして申請する場合　第９号に掲げる書類

イ　第４条第４項第３号ア、イ又はウに掲げる条件に該当するものとして申請する場合　前号に掲げる書類

３　この要綱の規定により補助金の交付決定があった住宅については、吉川市住宅改修費補助金交付規則（平成27年吉川市規則第39号）の規定による増改築又は修繕に係る補助金を申請することができない。

４　この要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者、当該者と同居する者及びこれらのものと世帯を同じくする者（補助金の交付決定を受けた後に世帯に加わった者を含む。）は、申請書を提出することができない。ただし、これらの者が配偶者と新たに同居することとなる場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現場の状況の確認により補助金の交付の可否を決定し、吉川市三世代同居等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、吉川市三世代同居等支援補助金交付請求書（様式第４号。以下「請求書」という。）を吉川市三世代同居等支援補助金交付（不交付）決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第10条　市長は、第７条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

（２）　次のいずれかに該当する場合を除き、補助金の交付後５年を経過する日以前に補助金の交付に係る住宅（ア及びウにおいて「対象住宅」という。）において同居しないこととなったとき。

ア　火事、災害等により対象住宅が損傷し、居住できなくなったとき。

イ　身体上又は精神上の障害により入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について継続して介護を要すると見込まれる状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を受けるため施設に居住することとなったとき。

ウ　婚姻（同性結婚を含む。）により対象住宅から転居することとなったとき。

エ　同居しないことについて相当と認められるアからウまでと同等の事情があるとき。

２　市長は、前項により交付の決定を取り消したときは、吉川市三世代同居等支援補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、前条第１項により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助金を返還させることができる。

２　市長は、前項により補助金を返還させるときは、吉川市三世代同居等支援補助金返還通知書（様式第６号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに補助金を市長に返還しなければならない。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和８年３月６日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。